

〈資料紹介〉

広島市公文書館所蔵

「船越村年貢免状」(竹内家文書)

檜垣 栄次

一、はじめに

広島市公文書館には、「竹内家文書」と言われる古文書が所蔵されている。この「竹内家文書」は、昭和四三(一九六八)年広島県により調査が行われ、調査の成果は、『広島県史』、『船越町史』編纂の際使われている。その後この文書は、平成十八(二〇〇六)年度広島市公文書館に寄贈され、一部は未整理の状態で見られていた。そこで、この文書を改めて整理を行ったものである。整理は未完了であるが、その量は多く、時代はほぼ十九世紀、すなわち江戸時代末から明治時代初期のものがほとんどである。江戸時代の史料は、交通に関するもの、宗教制度に関するもの、年貢に関するもの、産業(棉業)に関するもの等が大部分を占めている。その他少数であるが、俳句、相撲など文化に関するものも見られる。明治時代になると、村政に関するもの、地租に関するもの、新開に関するもの、その他家政に関するものが見られ、ほぼ明治二〇(一八八七)年頃までの史料である。

今回整理を行った史料のうち、年貢に関する史料である「年貢免状」、「門ばり」がまとまって確認されたので、その史料の概要を紹介する。

二、広島藩の地方支配

広島藩における貢納制度は、福島正則により慶長六(一六〇一)年に実施された、いわゆる「慶長の検地」に始まる。正則は、安芸・備後の二カ国を領有すると、早速領内の検地を実施している。この検地により、村域はほぼ確定し、政治的支配の単位として把握されるようになった⁽¹⁾。

しかし、正則は元和五(一六一九)年に改易に近い処分を受けて⁽²⁾、川中島

に移されてしまう。福島氏に代わって浅野長晟が安芸国一円と備後八郡、約四二万六〇〇石を得て、紀伊和歌山から入国した。浅野氏は、福島氏によって行われた検地の実績を踏まえており、現況と大きい変動が見られる場合は検地を実施して、領内の年貢の把握に努めたと言われ、領主の交代に伴う村々の動揺を極力抑えようとしたものと思われる。

広島藩における村の支配は、郡奉行・代官などの役人によって行われた。

その体系は、郡奉行―郡廻り―代官―大庄屋(後に割庄屋)―庄屋―組頭(与頭)である。郡奉行は、郡方の支配を統括し、郡廻りは三、四郡ずつ担当して代官を監督した。また、代官の上申により年貢率を決定した。

代官は、郡ごとに二人くらいずつ置かれ、割庄屋以下の村役人の指揮監督をはじめ、郡内全般について支配したものである。この代官制は、正徳二年(享保三年(一七二二)一七二八)の間を除き明治初めまで続いた。

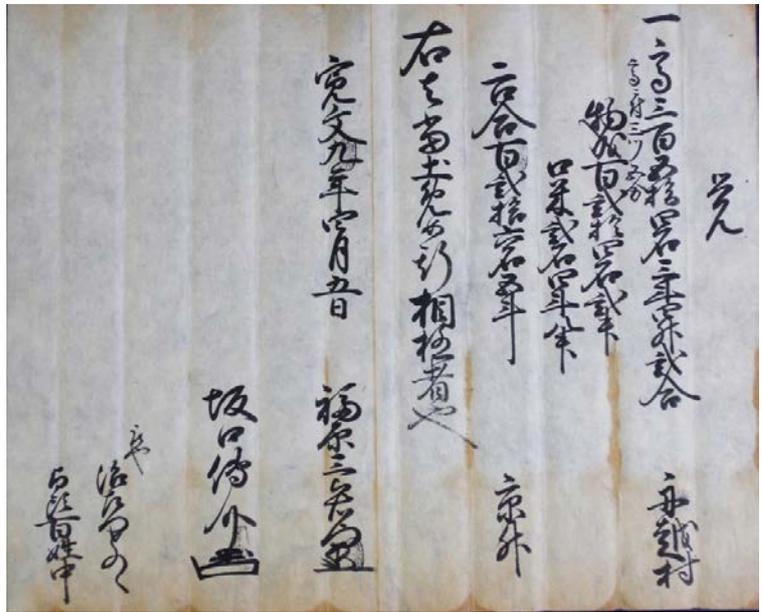
広島藩の農民の年貢は、村高を基準にして賦課される正租(定物成)と諸産物に課せられる小物成や運上銀などがあつた。

三、年貢と免状

年貢は、前年の作柄をもとに、作付前にその免率(税率)を決定し、年貢の徴収を行うもので、これを「土免」と称した。広島藩の場合、浅野氏の安芸・備後入国ころは、秋の作柄を検査して決定する「秋免」が採用されたが、慶安四(一六五二)年から土免が用いられるようになっていた⁽³⁾。しかし、凶作・飢饉など不作の年は、収穫前に役人が現地を調べてその免率を再決定する秋免が行われることがあつた。土免は、作柄によらず春に定めた免率どおりの年貢を納入すればよいので、農民の増産への意欲をかり立てる意味あいがかめられていた⁽⁴⁾。五代藩主吉長が享保二(一七一七)年過去数年間の免率の平均を基準として、原則として凶作、豊作にかかわらず免を上げ下げしないという⁽⁵⁾定免制を採用したが、百姓一揆の反対にあい、これを廃止し、元の土免制に戻し、明治初めまで続いた。

郡役所では、毎年正月に今年も土免を行う旨を通知し、免率は田植え時期ころに決定し、郡役所へ各村の庄屋等を集めて免状を交付した。この免状をもとに、村では「免割帳」や「夫割帳」を作成した。この作業が済むと、帳面をもとに農

一 高三百五拾四石三斗四升式合 舟越村
 高二付三ツ五分
 物成百貳拾四石貳升
 口米貳石四斗八升 京升
 二口合百貳拾六石五斗
 右者當土免如斯相極者也
 寛文九年四月五日 福原三郎右衛門[㊟](花押)
 坂口傳助[㊟](花押)
 庄や
 治左衛門とのへ
 与頭百姓中



資料 1 寛文九年免状

民一軒ごとに「年貢下札」が渡され、農民は期限までに納入しなければならなかった。庄屋や組頭等の村役人は、農民に対し年貢の納入を督促する役割を担っている。

交付された免状には、「古地」と「新開」のそれぞれの免率と、免率から割り出される物成と口米からなる定物成が記載されている。「古地」は、浅野氏が入国したところからの村高で、「新開」はその後新たに開墾された土地であるが、古地、新開ともに幕末まで別々に免率が決定され、免状に記載された。新開を築造すると、新たに地誌が行われ、高が決定されて、その高に対し免割が行われた。なお、「地誌」は「竿人」とも言われた。

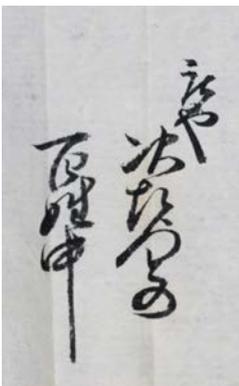
四、竹内家文書の「免状」

竹内家文書には、定物成を定めた「免状」とそれに伴う「門ばり」が多く残されているが、先述した免状をもとに作成された「免割帳」や「夫割帳」は残念ながら見られない。その数は、免状が一九三点、門ばりは一〇二点である。

免状の最も古いものは、寛文九(一六六九)年のもので、浅野氏が安芸・備後に入国して五〇年経過した時である。これ以前の免状は確認されていないので、免状からの免率はあきらかにできない。寛文九年は、村高三百五拾四石三斗四升式合⁽⁵⁾で、免率は「三ツ五分」であった(資料1)⁽⁶⁾。これに口米二分(2%)を加えた「百貳拾六石五斗」が賦課されている。なお、この時の庄屋は「治左衛門」であるが、「とのへ」という敬称がつけられている。「治左衛門」が、かつては武士身分に劣らぬ土豪の子孫であったかどうかは明らかではないが、敬称を付せられるだけの家格であったと推察されよう⁽⁷⁾。

以後の庄屋に対しては、免状のない天和年間(一六八一〜一六八三)を除いて、延宝年間(一六七三〜一六八〇)まで

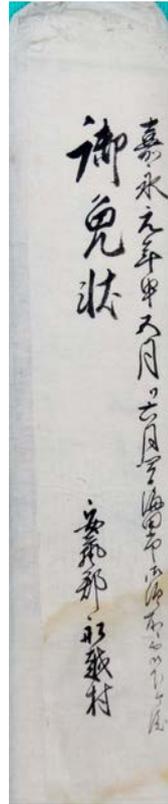
は庄屋に対し「との」と敬称を使用していることが確認できる(資料2)。しかし貞享年間(一六八四〜一六八七)になると呼び捨てになっており、以後藩政期を通じて敬称を使うことはなかった。



資料 2

さて、船越村の免状は先述したように、最古のものは寛文九年のものである。以後ほぼ江戸時代を通じて免状が残されている(表1参照)。免状の様式は、江戸時代を通じてほぼ変化はなかった。すなわち、最初に古地の村高、次いで免率とその結果の物成、さらに口米が書かれ、最後に物成と口米を合わせて「二口」として合計額が記載されている。次いで、新開についても同様の様式で書かれ、ほとんど合算されることはなかった。最後に代官の署名、押印、年月日、交付先が書かれている。

免状は、毎年海田市に置かれた郡役所へ村々の庄屋が呼び出され下付されていた。残された免状の幾つかの表書きに書かれており、そのことが確認できる(資料3参照)。



嘉永元年申五月四日海田市御役所^二而御下ケ渡
御免状
安芸郡船越村

資料3 嘉永元年御免状表書き

古地である船越村の村高は、「三百五拾四石三斗四升式合」で、この高の数値は江戸時代を通じて変更はなく、毎年^の免率の変更に^よって年貢の増減が図られている。免率の変化をみると、寛文年間(一六六一〜一七〇四)は、概ね「三ツ」台で推移している。但し、延宝五(一六七七)一六八〇は「四ツ」台となっている。その後、宝永二年(一七〇五)一七三三(一七三八)には、「四ツ」台で推移しており、船越村の生産力が上がったことが伺える。しかしながら、高い免率が続いていた享保年間(一七一六〜一七三六)にあつて、享保十七(一七三二)年は、古地の免率が「六歩五厘」と急落し、秋免となっている

年号	内 訳	点数	備 考
寛文	9~13 (1669~1673) 年	6	内1点は、寛文11年「濱出口新開」の地誌による免状
延宝	2~8 (1674~1680) 年	7	
貞享	元~4 (1684~1687) 年	3	「3年」が欠
元禄	2~17 (1689~1704) 年	15	「6年」が欠、「8年」に「市場新開」が地誌により記載
宝永	2~8 (1705~1711) 年	7	「4年」に秋免あり、「7年」は秋免により改定
正徳	2~6 (1712~1716) 年	6	「2年」から古地が「御蔵入」となる。「東西新開」が地誌により記載
享保	3~21 (1718~1736) 年	19	「2、15年」が欠、「享保12年」に「濱出口」「市場」新開が合算される。「14年」から「堀越外新開」が地誌により記載、「17年」は秋免となっている。「19年」からは「御蔵入」となる。
元文	2~5 (1737~1740) 年	4	「御蔵入」
寛保	元~3 (1741~1743) 年	3	「御蔵入」
延享	2~5 (1745~1748) 年	4	「元年」が欠、「御蔵入」
寛延	2~4 (1749~1751) 年	3	「御蔵入」
宝暦	2~14 (1752~1764) 年	13	「御蔵入」
明和	2~9 (1765~1772) 年	8	「御蔵入」
安永	2~9 (1773~1779) 年	8	「御蔵入」
天明	2~8 (1782~1788) 年	6	「御蔵入」、「4年」が欠
寛政	元~12 (1789~1800) 年	12	「御蔵入」
享和	元~3 (1801~1803) 年	3	「御蔵入」
文化	元~15 (1804~1818) 年	16	「9年」に「御炭納屋跡新開」の地誌により記載。「御蔵入」
文政	2~13 (1819~1830) 年	10	「4、8年」が欠、「御蔵入」
天保	2~15 (1831~1844) 年	15	「13年」に「松石新開2か所」が地誌により免状、「御蔵入」
弘化	2~4 (1845~1847) 年	3	「御蔵入」
嘉永	元~7 (1848~1854) 年	6	「6年」が欠、「御蔵入」
安政	2~6 (1855~1859) 年	5	「御蔵入」
万延	元 (1860) 年	1	「御蔵入」
文久	元~3 (1861~1863) 年	3	「御蔵入」
元治	元 (1864) 年	1	「御蔵入」
慶応	元~4 (1865~1868) 年	4	「御蔵入」
明治	2~3 (1869~1870) 年	2	「御蔵入」、「高」、「免率」などの記載はなく、「昨年の通り」とするのみである。
合 計		193	

表1 免状一覧

ことから、土免であるが、作柄によっては秋免にすることがあったことが分かる。また、元文四年～延享四年(一七三九～一七四七)には、「二ツ」台に落ちており、この時期は概ね作柄が悪かったのではないかとと思われる。

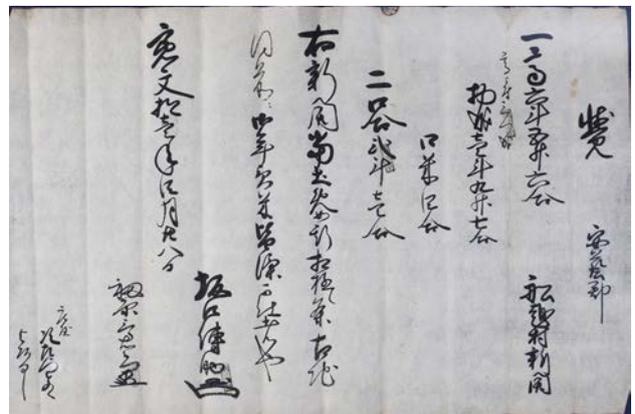
さて、延享五年～宝暦十一年(一七四八～一七六一)には、「三ツ」台の中で上下しているが、宝暦十二(一七六二)年に「三ツ二歩」になると、この免率が安永三(一七七四)年まで続き、安永四(一七七五)年以後は明治に至るまで「三ツ二歩二厘」の免率が継続することとなる。五代藩主吉長が享保二年に定免制を採用した後、一揆の反対で土免制に戻したのであるが、実質的には定免制となっていたとも言えるであろう。

なお、船越村は、享保十九(一七三四)年から「御蔵入」とされており、この地の年貢は直接藩の米蔵に納められたものと思われ、これが明治三(一八七〇)年まで続いている。

五、船越村の新開

江戸時代には、藩の奨励もあって、農村では盛んに新開の開発が行われ、農地の拡大が図られている。船越村も同様で、新開の開発を行っている。古い順から上げれば、「濱出口新開」、「市場新開」、「東西新開」、「堀越外新開」、「松石新開二カ所」の計六か所の新開を開発している。その結果、船越村の古地と新開を合わせた村高は、寛文九年には、先述のように「三百五十四石三斗四升式合」であったが、明治三年には新開分を合わせ「五百七十二石四升六合」となっており、新開の開発が進んだことが伺える。新開を開発すると、藩は地誌を行い、高付を行った上で免割をする。その際、地誌の時期により一括して免状を出す場合と、新開のみ別に免状を出す場合がある。

まず、「濱出口新開」であるが、この新開は、寛文十一(一六七二)年に地誌を行い、免状が出されている(資料 4 参照)。元禄八(一六九五)年に「市場新開」が開発されると、「濱出口新開」と「市場新開」は、享保十二(一七二七)年に統合されて、「濱出口市場新開」として免割をされるようになる。この新開は、概ね「四ツ五歩」前後の免率であるが、享保十九年以後は「四ツ四歩五厘」で一定となる。次に、正徳四(一七一四)年に「東西新開」の地誌が行われ、免割を行い免状が出される。この新開は作柄があまり良好でなかったのか、比較的免率は低く、

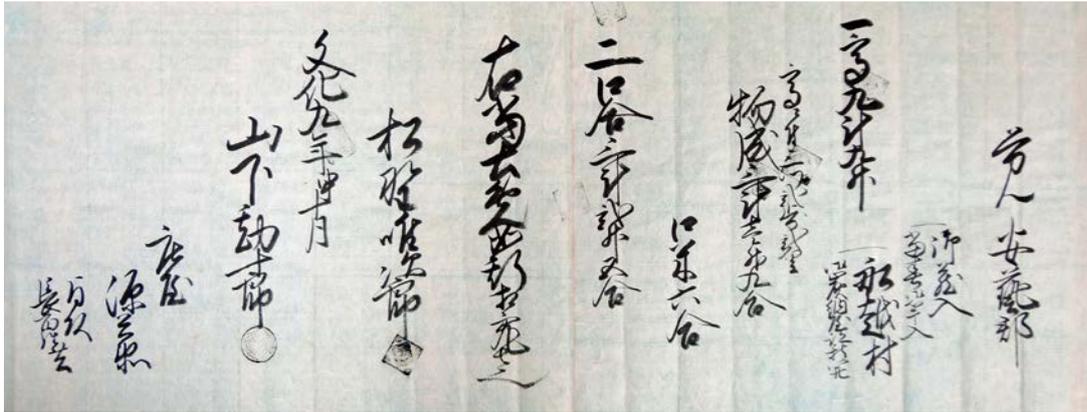


寛	安藝郡
一高六斗五升六合	船越村新開
高二付三ツ成	
物成壹斗九升七合	
二口合式斗壹合	
右新開當土免如斯相極候条、古地	
同前、御年貢米皆済可仕者也	
寛文拾壹年四月廿八日	坂口傳助(花押)
	福原三郎右衛門(花押)
	庄屋
	次左衛門とのへ
	与頭中

資料 4 濱出口新開免状

寛保三(一七四三)年以後は、「一ツ六歩五厘」で一定となっている。享保十四(一七二九)年には「堀越外新開」が開発されて地誌が行われ、免状が出されている。この新開も、当初は免率の増減があったが、享保二〇年～寛保二年(一七三五～一七四二)は「二ツ五歩」、寛保三年～宝暦八年(一七四三～一七五八)は「二ツ七歩」、宝暦九年～安永三年(一七五九～一七七四)は「二ツ六歩」、安永四年以後は「二ツ六歩二厘」で一定となり明治三年まで変更はなかった。

また、文化九(一八一二)年に、「御炭納屋跡新開」の地誌が行われ、免割が行われ免状が出されている(資料 5 参照)。この新開の免率は、当初から「三ツ二歩二厘」であり、明治三年まで変更はされなかった。最後に、天保十三(一八四二)年に「松石新開二カ所」の地誌が行われ、免状が出されている。この新開は、免率は「二ツ六歩二厘」とされ、明治三年まで変更はなかった。以上のように、船越村の免状の概要を見て来たが、広島藩では吉長の時期を除



一高九斗九升	船越村	炭納屋跡新開
高 _二 付三ツ式歩式厘	御蔵入	當春御竿入
物成三斗壹升九合	口米六合	
二口合三斗式升五合		
右當土免如斯相究者也	松野唯次郎 [㊟]	
文化九年 十月	山下勘十郎 [㊟]	庄屋
		源兵衛
		与頭 長百姓 共

資料 5 御炭納屋跡新開免状

いて土免制を採用してきたので、毎年代官から各村々の庄屋に免状が下付されて来たが、古地を初めとして次第に免率が固定され、実質的には定免制となったと言えるであろう。特に、十八世紀半ば以降はその傾向が顕著と言えるであろう。

六、「門ばり」について

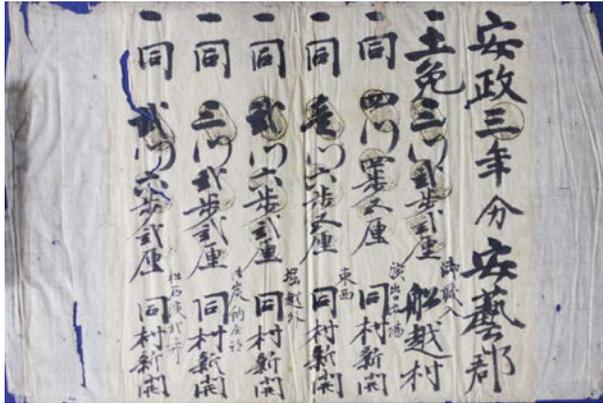
先述したように、竹内家文書には免状とともに「門ばり」と呼ばれる史料一〇二点が残されている(表2参照)。「門ばり」とは、当該年の免状の下付を受けるとき、合わせて下付されたもので、庄屋等の門前に張り、農民に当該年分の免率の周知を図ったものである。門ばりは、郡役所で下付された時にこの名称で下付されており、包み紙の表書きに書かれたものもある(資料6参照)。様式は冒頭に「〇〇年分 安藝郡」とあり、以下に免率のみを書いたものである(資料7参照)。外に貼っていたものであるため、ほとんどが周囲に糊を塗布した痕跡があり、また保存状態が良くないものが多い(参考資料参照)。

竹内家に残された門ばりは、享保十九年が最も古い。以降断続的に安政六(一八五九)年までの史料が残されている。これは、下付されていないのではなく、傷みがひどいため残っていないのではと思われる。

竹内家の門ばりは、船越村のものがほとんどであるが、他に、海田市の門ばりが、寛延二(一七四九)〜一七五二、宝暦二(一七五二)〜一七五三の五点と、江田嶋村の天保十四(一八四三)年の一点が残っている。この六点の門ばりが竹内家文書中に残されていた理由は不明であるが、竹内家が江戸時代後期には「社倉役」、「府中村庄屋」、「奥海田村庄屋」など村の要職を務めていることと無縁ではないのではと思われる。

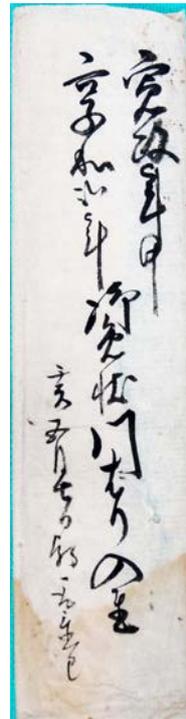
年号	内 訳	点数	年号	内 訳	点数
享保	19年~21年	3	寛政	元年~12年	12
元文	2年~4年	3	享和	元年~3年	3
寛保	なし	0	文化	元年~15年	16
延享	3年~5年	3	文政	2年~13年	10
寛延	なし	0	天保	2年~15年	15
宝暦	なし	0	弘化	2年~4年	3
明和	3年~9年	7	嘉永	元年~7年	7
安永	2年~9年	8	安政	3年~6年	4
天明	元年~8年	8	計		102

表2 門ばり一覧



安政三年分 安藝郡	
一 土免三ツ式歩式厘	御蔵入 船越村
一 四ツ四歩五厘	濱出口市場 同村新開
一 七ツ六歩五厘	東西 同村新開
一 同 三ツ六歩式厘	堀越外 同村新開
一 同 三ツ式歩式厘	御炭納屋跡 同村新開
一 同 三ツ六歩五厘	松石濱式分所 同村新開

資料 7 門ばり (安政 3 年)



寛政年中
享和貳年
御免状門ばり入置
亥五月七日朝取置申候

資料 6 門ばり入置封

七、おわりに
竹内家文書のなかで確認された年貢に関する史料の紹介を行ってきたが、最後にまとめとして、若干の考察を行っておきたい。

浅野氏が入国した元和五年から寛文九年までの村高の変化はあまり見られない。元和五年の村高は「三三七石一斗六升」⁽⁸⁾で、寛文九年の免状の村高「三五四石三斗四升二合」とそれほど差はないと言えるであろう。これは、浅野氏が入国した頃には、福島氏の地誌による村高にあまり手をくわえなかったためではないかと思われる。

寛文九年の免状では、新開はまだ記載がなく、村高は古地の記載のみである。この古地の高は明治三年に至るまで変更がなく一定である。村高全体の増加は、新開の開発を行うことで図られたものであると言えよう。藩政期最後の明治三年の村高の合計は、寛文九年の一、六一倍の「五七二石四升六合」となっている。船越村の人々が土地によって生計の増加を図ろうとすれば、新開の造成以外にはほとんど活路を見出すことができなかつたことによると考えられよう。⁽⁹⁾

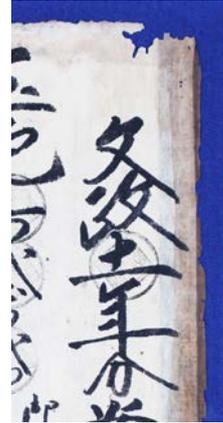
免状に記載された新開は、「濱出口新開」、「市場新開」、「東西新開」、「堀越外新開」、「御炭納屋跡新開」、「松石新開二カ所」の計六カ所であり、それぞれの免状が残されている。しかしながら『船越町史』には、この他に「長右衛門新開」、「入川新開」、「浜新開」、「利右衛門新開」などがあげられている。これら免状に記載されない新開は、年代的には免状に記載されてもよいと思われるが記載されていない。寛文九年の免状にある当初の村高に含まれているのであろうか。いずれにしても、『船越町史』で検討されているが、記載されない新開の存在と位置は検討課題であろう。

さて、竹内家に、このような年貢に関する史料が多量に残されていたこと、その他、江戸時代後半の宿場に関する文書が多量に残されていること、それらの文書史料は竹内氏に宛てられたものであることなど、竹内家が船越村のみならず安芸郡の公的な事業に深く関わっていたことが伺われる。とくに「竹内彦五郎」宛ての文書史料が多いことが指摘できよう。竹内氏が明治時代になって郡役所に勤めるなど、行政に関与していることなどから、竹内家は、江戸時代後期には船越村の村政に深く関わった家であったことが推測される。その結果、このような史料が多量に残されたことになったのであろう。

この原稿の作成にあたり、『船越町史』、『中山町史』、『府中町史』、『瀬野川町史』、『新修広島市史』、『広島県史』などの町史、県史の近世の農村支配について参考にさせていただいた。とくに『船越町史』四章「近世の船越村」は、本稿の執

筆にあたり参考にさせていただいた。

参考資料



門ばりの一部である。料紙の周囲の色が変化した部分が糊の痕跡である

註

- (1) 広島市編・発行『中山村史』一九九一年、二二四頁
- (2) 広島市編・発行『船越町史』一九八一年、一七〇頁
- (3) 同書、一八四頁
- (4) 同書、一八五頁
- (5) 同書、一八五頁
- (6) 貢納額の計算：免率とは、現在で言う税率に当たり、例えば「三ツ五分」は「三割五分（三五パーセント）」に当たる。この免率で出されたものが物成と言われ正租であり、この物成に「二分（二パーセント）」をかけたものが口米である。口米は、税収納に伴う必要経費を賄うためのものであった。
- (7) 前掲『船越町史』一八〇頁
- (8) 広島県編・発行『広島県史 近世資料編Ⅱ』一九七六年、「安芸国御知行帳」
- (9) 前掲『船越町史』一七五頁